

細則 2 横浜市立大学外部公開用 WEB サイトの開設

制 定 平成 17 年 4 月 1 日
最近改正 令和 5 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、公立大学法人横浜市立大学外部公開用 WEB サイト管理・運用規程（以下「管理・運用規程」という。）第 9 条の規定に基づき、横浜市立大学外部公開用 WEB サイト開設（以下「WEB サイト開設」という。）の申請手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

2 この細則における本学とは、公立大学法人横浜市立大学及びその設置する機関をいう。

(対象)

第 2 条 WEB サイト開設を申請することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教員・職員（嘱託職員を含む。）
- (2) 前号のほか、WEB サイト責任者が認めた者又は団体

(情報発信の内容)

第 3 条 WEB サイト開設をすることができる情報の内容は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本学の広報に関するもの
- (2) 本学の教育・研究及びその支援を目的とした次のもの
- (3) その他、WEB サイト責任者が特に認めたもの

(登録手続き及び許可)

第 4 条 WEB サイト開設を希望する者（以下「開設申請者」という。）は、WEB サイト責任者へ申請し、その承認を得なければならない。

2 WEB サイト責任者は、前項の規定による申請について、WEB サイト開設を希望する発信情報の内容が、前条に規定する内容に該当すると認めたときは WEB サイト開設を許可する。

(開設許可の委任)

第 5 条 WEB サイト責任者は、WEB サイト開設を許可する権限について、管理・運用規程第 4 条で定めている主管部署の長に委任することができる。この場合において、前条第 1 項及び第 2 項中の「WEB サイト責任者」とあるものは「主管部署の長」と読み替えるものとする。

2 前項の規定による委任を受けた主管部署の長は許可した WEB サイト開設について、WEB サイト責任者に報告する。第 7 条の規定により、WEB サイトを廃止した場合も同様とする。

(WEB サイトの登録)

第 6 条 WEB サイト開設にあたり、WEB サイト責任者（第 5 条第 1 項の規定により WEB サイト責任者から許可された場合にあっては、その主管部署長）の依頼により、WEB サーバ管理者はユーザ登録を行う。

2 WEB サイトの廃止、削除についても第 6 条第 1 項と同様に、WEB サーバのユーザ削除を

おこなう。

(継続)

第7条 申請者は、開設を許可されたWEBサイトを次年度以降も継続しようとするときは、WEBサイト責任者（第5条第1項の規定によりWEBサイト責任者から許可された場合にあっては、その主管部署長）に年度替わりの度に継続申請しなければならない。

2 WEBサイト責任者（第5条第1項の規定によりWEBサイト責任者から許可された場合にあっては、その主管部署長）は、前項の規定による継続申請がなかった場合、WEBサイトを廃止することができる。

(廃止)

第8条 申請者は、開設を許可されたWEBサイトを廃止しようとするときは、速やかにWEBサイト責任者（第5条第1項の規定によりWEBサイト責任者から許可された場合にあっては、主管部署長）に届け出なければならない。

2 WEBサイト責任者（第5条第1項の規定によりWEBサイト責任者から許可された場合にあっては、その主管部署長）は、開設申請者が第2条に規定する資格を失った場合、WEBサイトを廃止することができる。

3 WEBサイト責任者（第5条第1項の規定によりWEBサイト責任者から許可された場合にあっては、その主管部署長）は、開設申請者が次の各号のいずれかに該当する場合、管理・運用規程第7条に従い、WEBサイトを廃止することができる。

- (1) 管理・運用規程第6条の禁止事項を含め、その正常かつ健全な運用に著しく支障をきたす情報が発信されるおそれがある場合及び発信された場合
- (2) 申請に際し虚偽の記載があった場合
- (3) 前二号のほか、横浜市立大学の基幹システム及びネットワークの運用上支障があると認めた場合

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。